

広島県告示第九百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成十九年十月二日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|----------|---|------------|
| 一般国道三七五号 | 東広島市黒瀬町小多田字中通二八二番一地从先から東広島市黒瀬町国近字柳坪一六〇番一地从先まで | 平成一九年九月一八日 |